

# | 平成30年4月以降の請求方法（変更）について

## 《概要》

介護サービス事業者等が審査支払機関（国保連合会）に対して行う費用の請求に関して、審査支払事務の一層の効率化を図る等の観点から、平成30年4月より、介護給付費等の請求は、原則インターネットでの伝送又は光ディスク等による請求となりました。

## 《インターネット請求へ変更する場合》

インターネットの請求方法に変更する場合は、「[電子情報処理組織又は光ディスク若しくはフレキシブルディスクによる請求に関する届](#)」を提出する必要があります。

詳細は本会ホームページに掲載している「[介護給付費等のインターネット請求受付について](#)」をご覧ください。

・[「電子情報処理組織又は光ディスク若しくはフレキシブルディスクによる請求に関する届」はこちら](#)

## 《インターネットでの伝送又は電子媒体（CD-R, FD, MO）による請求が困難な場合》

インターネットでの伝送又は電子媒体（CD-R, FD, MO）による請求が困難である介護サービス事業所等に配慮するため、一定の場合には帳票（紙）による請求を可能とする[例外規定](#)が設けられています。

### 【例外規定】【請求省令附則第五条による免除届出書】該当条件

- ① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合（障害が生じている間に行う請求に限る）
- ② コンピュータの販売又はリースを行う事業者との間で、設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している介護サービス事業所等であって、設置又は導入に係る作業が完了していない場合  
(設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う請求に限る)
- ③ 改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている場合  
(改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている間に行う請求に限る)
- ④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合  
(事業の廃止又は休止するまでの間に行う請求に限る)
- ⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情がある場合  
(当該請求に限る)

※ ①から⑤までの事由に該当する旨の届出を行う際には、届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

※ ①、②又は⑤に該当する旨の届出を行うに当たり、届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、請求の日に当該届出を行うことができるとしている。この場合にあっては、届出の内容を確認できる資料は、請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

例外規定に当たる場合には、以下の免除届出書をダウンロードし、印刷、該当する免除届出書に記入を行い、本会へ提出してください。※届出用紙は本会へ郵送もしくは直接持参にて提出ください。

・[請求省令附則第五条による免除届出書](#)